

令和7年度 新宿区後期高齢者医療 「秋季保養施設宿泊補助」のご案内



下記に該当する宿泊料の一部を補助します。

- 補 助 対 象 期 間 令和7年 10月1日(水)から11月30日(日)までの宿泊分
- 補 助 の 対 象 施 設 裏面「指定営業所一覧」の各営業所の店頭窓口で取り扱っている宿泊施設及び宿泊を伴う旅行(例:パックツアー)です。
※新宿区民保養施設等(グリーンヒルハヶ岳、箱根つつじ荘、ヴィレッツジ女神湖)は宿泊補助の対象施設ではありません。
※寝台列車や船舶での宿泊ツアーも対象となります。
※他の宿泊助成制度との併用も可能ですが、その場合は他の助成を優先するものとします。
- 補助を受けられる方 新宿区の後期高齢者医療の被保険者及びその同行家族等計4名まで
※新宿区外在住の方も対象となります。保険料を滞納している方は、利用できません。保険料の納め忘れがないようにしてください。
※後期高齢者医療の被保険者が宿泊しない場合、補助は受けられません。

新宿区の国民健康保険に加入している方がご利用いただける「保養施設」は、別の補助事業となります。下記の担当までお問合せください。

●医療保険年金課庶務係(本庁舎4階 5番窓口) Tel 03-5273-4078(直通)
Fax 03-3209-1436

- 補助額及び補助泊数 1人1泊3,000円を限度に、補助対象期間中1人2泊まで
(宿泊場所が異なっても可、連泊でなくても可とします。)
◎申込代表者を変えて申し込んでも、補助は2泊までです。
◎宿泊補助額が施設の宿泊料金を超えた場合は、超えた額については補助しません。
- 指定営業所受付開始日 令和7年9月1日(月)から
※ 宿泊利用日の10日前までに申込みをしてください。

感染症の拡大等により、補助内容を変更する場合があります

申込方法

① 宿泊補助券の申し込み申請

綴じ込みの往復はがきに必要事項を記入し、切手を貼付の上ご郵送ください。

◎お急ぎの場合は、高齢者医療担当課(本庁舎4階 10番窓口)にお持ちください。記載内容の確認に使用する場合がありますので、「後期高齢者医療資格確認書」をご持参ください。

② 宿泊補助券の交付

当課で内容を確認後、「宿泊補助券」を交付します。

③ 指定営業所へ宿泊補助券を提出する

手続きをする指定営業所へ宿泊補助券を提出してください。旅行代金から補助券に記載のある金額が差し引かれます。

※宿泊補助券を宿泊先に直接提示し、宿泊することはできません。

※日程の異なる旅行で2泊申請する場合は、旅行ごとに1泊ずつの往復はがきの申込みを行ってください。また、指定営業所を変えて2泊とする場合は、指定営業所ごとに1泊ずつの往復はがきの申込みを行ってください。

※宿泊後の補助はできません。

申込内容の変更・取消(キャンセル)について

◎利用人数または利用泊数を増やしたい場合

- ①指定営業所で予約変更の手続きを行ってください。
- ②増える利用人数又は利用泊数分の申込み手続きを「申込方法」のとおり行ってください。

◎取消(キャンセル)する場合、利用人数または利用泊数を減らしたい場合

- ①早急に指定営業所で予約取消・変更等の手続きを行ってください。
キャンセル料が発生する場合があります。詳しくは手続きをされた指定営業所へお問い合わせください。※キャンセル料は、宿泊補助の対象にはなりません。
- ②再度、宿泊補助券の申込みをされる場合は、高齢者医療担当課へご連絡ください。
- ③指定営業所での手続き前に、旅行に行けなくなった場合は、宿泊補助券を高齢者医療担当課へお返しください。

往復はがき記入上の注意事項等 ※ご記入の前に必ずお読みください。

1) 往復はがき

この案内に綴じ込まれている往復はがきを使用して申込みをしてください。

※このはがき以外での申込みは無効になります。

2) 往復はがきの記入

- 往復はがきの記入は黒又は青のボールペンを使用してください。
- 鉛筆、消しゴムで消せるボールペンで記入しないでください。無効となります。
- はがき記入例を参照し、必要事項を記入してください。記入もれがあると宿泊補助券を交付できない場合があります。

3) 申込代表者・宿泊補助利用者

- 申込代表者欄には、後期高齢者医療の被保険者の方のお名前をご記入ください。
- 利用者は申込代表者と同行するご家族等で、新宿区外在住の方も対象となります。
- 年齢等で宿泊料の発生しない方は記入しないでください。予約時に指定営業所にご確認をお願いします。

4) 無効の申込はがき

- 利用者の中に新宿区の後期高齢者医療の被保険者が含まれていないもの
- 記入内容に明白な不備や不正があるもの
- 所定額の切手(85円切手)の貼付がないもの(郵送の場合)
- 補助対象期間を過ぎて到着したもの(郵便事故等による遅配も含む)

《注意》

- 「宿泊補助券」の再交付はいたしません。保管には注意してください。
- 名義貸し等不実記載や「宿泊補助券」の譲渡、不正利用等が判明した場合は、施設を利用した後でも補助金額を返還していただきます。
- 同行の乳幼児等について、宿泊料ではなく施設使用料等が発生する場合がありますが、指定営業所の窓口で事前に精算できる費用は宿泊補助の対象となり、現地精算となる費用は補助の対象にはなりません。
- 宿泊当日、利用人数を増員した場合については、宿泊の補助対象にはなりません。必ず、事前に手続きをお願いいたします。
- 補助宿泊数は上限461泊を予定しています。補助対象期間内でも上限に達した時点で、補助事業を終了する場合があります。

【問合せ先】

新宿区健康部高齢者医療担当課(本庁舎4階 10番窓口) Tel 03-5273-4562(直通)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

Fax 03-3203-6083

指定営業所一覧【令和7年8月1日現在】

◎予告なく営業日・営業時間が変更になる場合があります。

詳しくは各指定営業所のホームページ又は電話にて確認をお願いします。

◎混雑状況によっては、案内に時間がかかる場合があります。

◎宿泊日・宿泊施設は、いくつかの候補を用意しておかれることをおすすめします。

1	指定営業所	JTBトラベルゲート 新宿マルイ本館	JTBデジタルパンフレット 
	電話番号	03-6731-2796	
	所在地	新宿区新宿3-30-13 新宿マルイ本館6階	
	最寄り駅	新宿三丁目駅／新宿駅	
	営業時間	11:00～19:00(最終受付18:30) 休業日:新宿マルイ本館の休業日	

※1

※1 デジタルパンフレット掲載ページにアクセスできます。

2	指定営業所	近畿日本ツーリスト 新宿店	近畿日本ツーリスト デジタルパンフレット 
	電話番号	03-3354-4021	
	所在地	新宿区新宿3-4-8 京王フレンテ新宿三丁目1階	来店予約受付 
	最寄り駅	新宿三丁目駅／新宿駅	
	営業時間	①月～土11:00～19:00(最終受付18:30) ②日・祝11:00～18:00(最終受付17:30) 休業日:京王フレンテ新宿三丁目の休業日	

※2

※3

※2 デジタルパンフレット掲載ページにアクセスできます。 ※3 来店予約受付ページにアクセスできます。(補助対象となるのは、「新宿店」の旅行のみ)

